

八千代町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に存する木造住宅の所有者が当該木造住宅の耐震診断を受けようとするときに、町が耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施することにより、地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及及び向上を図るとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を促進し、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建住宅 一戸建ての木造住宅をいう。
- (2) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)」に基づき、建築物の地震に対する安全性を一般診断法により評価することをいう。
- (3) 耐震診断士 建築士事務所に所属する建築士で茨城県が開催する「茨城県木造住宅耐震技術者講習会」又は財団法人日本建築防災協会が開催する「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講者で茨城県知事が登録した茨城県木造住宅耐震診断士をいう。

(対象建築物)

第3条 耐震診断士の派遣対象となる建築物(以下「対象建築物」という。)は、町内に存する戸建住宅で、次に掲げる要件にすべて該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築されたもの。ただし、建築時において建築基準法第6条第1項各号に該当しなかった場合は、この限りでない。
- (3) 戸建住宅(店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅以外の用途の床面積が過半でないもの)
- (4) 地上階数が2以下のもの
- (5) 延べ床面積が30平方メートル以上のもの
- (6) 次に掲げる構造方法以外によって建築されたもの
 - ア 木質プレハブ工法
 - イ 丸太組工法
 - ウ 建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第201号)第3条の規定の施行前に同条の規定による改正前の建築基準法第38条に規定する認定構法
- (7) 過去にこの要綱に基づく耐震診断士の派遣を受けていないもの
- (8) 所有者及び世帯員が町税を滞納していないこと。

(申請手続)

第4条 耐震診断士の派遣を受けようとする対象建築物の所有者(当該対象建築物が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者1人をいう。)は、木造住宅耐震診断士派遣申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

い。

(派遣の決定)

第5条 町長は、前条の申請書の内容を審査し、耐震診断士の派遣を決定したときは、木造住宅耐震診断士派遣決定(変更)通知書(様式第2号)により当該申請者(以下「派遣対象者」という。)に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、耐震診断士を派遣しないことを決定したときは、その理由を付けて木造住宅耐震診断士を派遣しない旨の通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の木造住宅耐震診断士派遣決定通知の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(耐震診断の辞退)

第6条 派遣対象者は、木造住宅耐震診断士派遣決定通知を受けた後において、事情により耐震診断を辞退するときは、速やかに木造住宅耐震診断士派遣辞退届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第7条 町長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定をうけたことが判明したとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書(様式第5号)により当該派遣対象者に通知するものとする。

(耐震診断士の派遣)

第8条 町長は、第5条第1項の規定により耐震診断士の派遣を決定したときは、耐震診断士を派遣しなければならない。

2 前項の規定により派遣される耐震診断士は、茨城県が交付する茨城県木造住宅耐震診断士認定証を携帯し、派遣対象者の求めに応じて提示しなければならない。

(派遣費用の負担)

第9条 派遣対象者は、派遣に要する費用として、一戸につき2,000円を負担するものとする。

2 町長は、前項の費用について、派遣決定の通知をする際に納入通知書を発行して請求するものとする。

3 派遣対象者が一般診断以外の業務を耐震診断士に依頼した場合、当該一般診断以外の業務に関する費用の全額は派遣対象者の負担とする。

(結果報告)

第10条 耐震診断士は、耐震診断が完了したときは、町長にその旨を報告しなければならない。

2 町長は、前項の完了の報告を受けたときは、木造住宅耐震診断結果報告書(様式第6号。以下「結果報告書」という。)により、その結果を当該派遣対象者に通知するものとする。

(派遣対象者に対する指導)

第 11 条 町長は、結果報告書に基づき、対象建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(守秘義務等)

第 12 条 耐震診断士は、当該耐震診断の業務に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。耐震診断士の登録の有効期間の終了後及び登録の取消し後も同様とする。

2 耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 派遣対象者に不必要な改修を勧めること。
- (2) その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

(業務の委託)

第 13 条 町長は、この要綱に規定する業務の一部又は全部を委託することができる。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。